

平成29年7月28日

水道事業者のパートナーとして－管工事業者と管工事組合

<主な内容>

1. 建設業法、建設業の現状など
2. 中小企業協同組合、官公需適格組合
3. 全国管工事業協同組合連合会(全管連)
所属工事業者の状況
会員組合の状況
全管連の取組例紹介:災害時対応、技術者・技能者の入職と定着、官民連携の推進など
4. おわりに

全国管工事業協同組合連合会
専務理事 粕谷明博

建設業法

- 建設工事とは、土木建築に関する工事で別表第1上欄に掲げるもの(第2条第1項)
別表第1:土木一式工事、大工工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事など
- 建設業とは、元請、下請その他いかなる名義を持ってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業(第2条第2項)
- 建設業を営もうとする者は許可が必要(第3条第1項)
2以上の都道府県の区域内に営業所:国土交通大臣
1の都道府県の区域内にのみ営業所:都道府県知事
- 建設業の許可は、建設工事の種類ごと(第3条第2項)
- 許可の有効期間は5年間(第3条第3項)
5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う
- 一般建設業と特定建設業がある(第3条第1項)
特定建設業:発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請契約をして施行しようとするもの(下請金額:3千万円以上(建築工事の場合を除く))

建設業－業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（抜粋）

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち…… ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事ではなく「土木一式工事」に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「冷暖房設備工事」、…フロン等の漏洩を防止… ●尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、…… ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事……
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。

管工事業関係資格一覧（抜粋）

所管官庁	資格者	根拠法令・その他
国土交通省	建築士（１級・２級・木造）	建築士法第４条
	管工事施工管理技士（１級・２級）	建設業法第２７条
	土木施工管理技士（１級・２級）	同上
	建築施工管理技士（１級・２級）	同上
厚生労働省	建築設備士	建築士法第２０条
	浄化槽設備士	浄化槽法第４２条
	給水装置工事主任技術者	水道法第２５条の５
経済産業省	建築物環境衛生管理技術者	建築物衛生法第７条
	技能士（配管１・２・３級）	職業能力開発法施行規則第６２条
	<技能講習修了者：各種>	労働安全衛生法
総務省	液化石油ガス設備士	LPG法第３８条の４
	ガス消費機器設置工事監督者	特監法第３条
文部科学省	消防設備士（甲種特・第１～・・・）	消防法第１７条の８
地方自治体	技術士・技術士補	技術士法第５条、第６条
諸団体等	排水設備工事責任技術者	条例
	給水装置工事配管技能者	給水工事技術振興財団
	登録配管基幹技能者	日空衛、全管連、日管連
	配水管技能者	日本水道協会
	溶接作業者	日本溶接協会
	吸気調和・衛生工学会設備士	空気調和衛生工学会
	ガス機器設置技能資格者	日本ガス機器検査協会

建設業許可件数

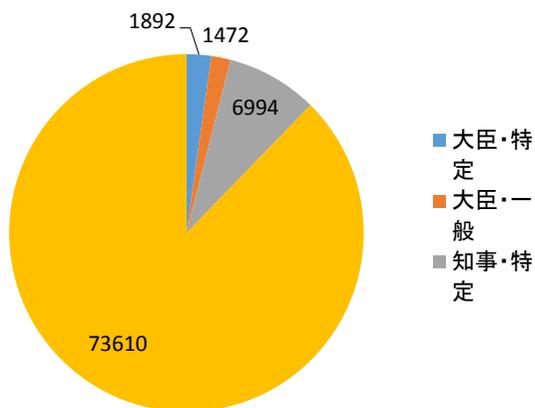
平成29年3月末の建設業許可業者数は、465,454業者。ピーク時の平成12年3月末に比べて約23%減少

建設業許可の状況(平成29年3月)				
	大臣許可	知事許可	特定建設業	一般建設業
建設業全体 (467,635業者)	10,058 2.2%	455,396 97.8%	44,442 9.1%	443,332 90.9%
管工事 (83,754業者)	3,364 4.0%	80,604 96.0%	8,886 10.5%	75,082 89.5%

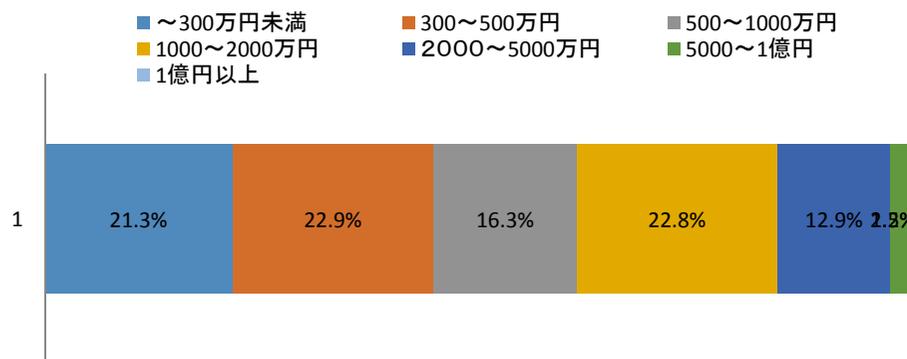
※建設業全体数<特定+一般は業種により一般、特定に分かれている者のため

業種別許可取得率				
	多いもの(%)		少ないもの(%)	
とび・土工	35.2	清掃施設	0.1	
建築	33.3	さく井	0.5	
土木	28.1	解体	3.0	
舗装	19.3	電気施設	3.1	
管	18.0	消防施設	3.2	
水道施設	17.6	熱絶縁	3.5	

管工事業の許可取得内訳



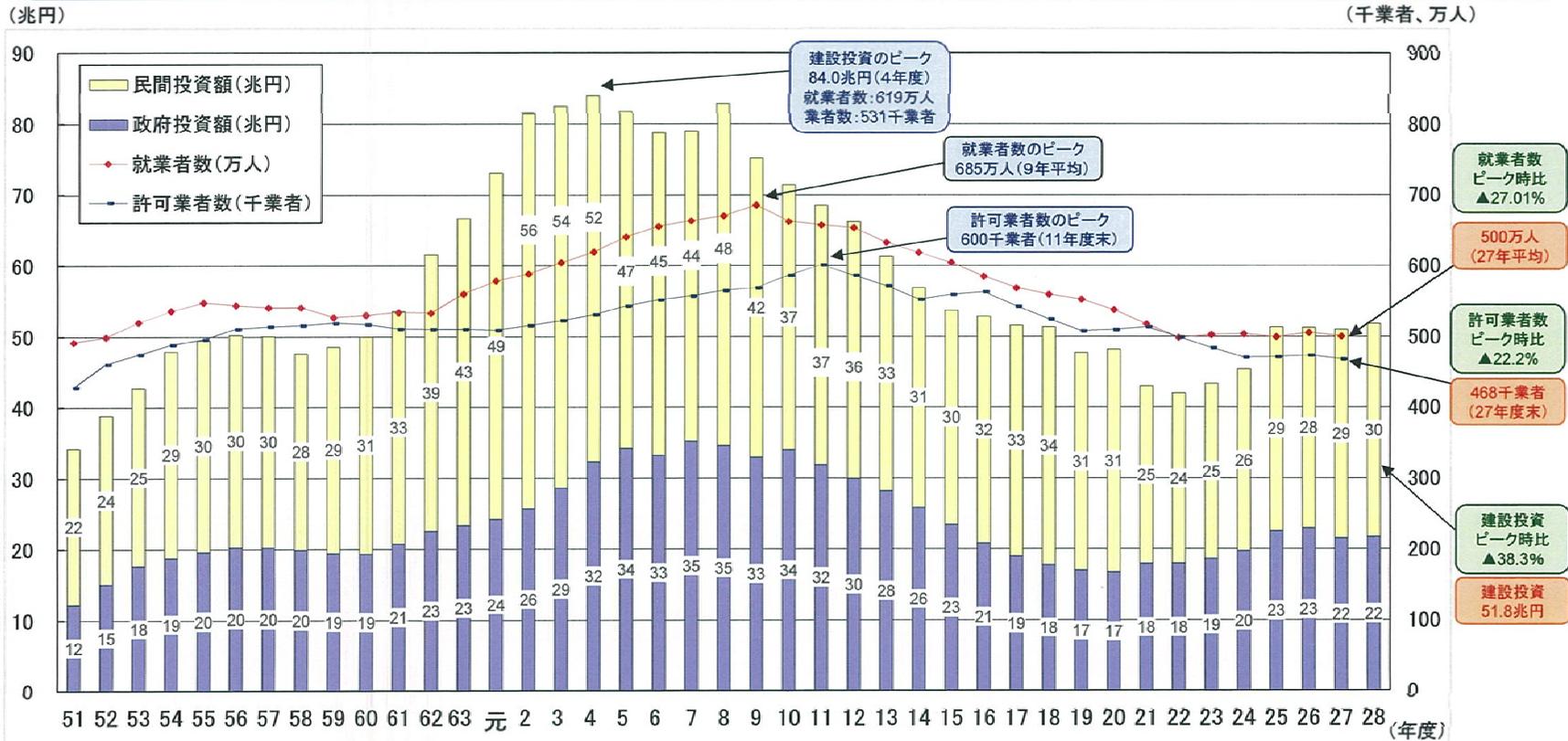
資本金階層別許可業者割合



※
1000万円未満:60%
2000万円未満:83%

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度:約84兆円から22年度:約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し(ピーク時から約38%減)。
- 建設業者数(27年度末)は約47万業者で、ピーク時(11年度末)から約22%減。
- 建設業就業者数(27年平均)は500万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設産業政策会議
(2016.10.11)資料より

建設業就業者に関するいくつかのデータ

「最近の建設産業行政の動向について」29. 4. 17 国土交通省建設市場整備推進官
後藤史一氏の講演資料より ※本スライドではデータ出典は省略

就業者数の推移(万人)

	平成9年	平成22年	平成28年
建設業就業者	685(100)	498(73)	492(72)
技術者	41(100)	31(76)	31(76)
技能労働者	455(100)	331(73)	326(72)

建設業就業者の高齢化(平成28年)

	29歳以下	55歳以上
建設業	11%	34%
全産業	16%	29%

※建設業では10年後には大半が引退していると思われる60歳以上の高齢者が79万人

新規学卒者の入職状況(平成28年)

	平成8年	平成28年
建設業への入職者	7.7万人	3.8万人
全新規学卒者の入職数に対する割合	8.4%	5.2%

所定内・外労働時間の実態(平成26年)

(時間/年)

	建設業	運輸・郵便業	製造業	全産業
所定内労働時間	1,918	1,777	1,768	1,609
所定外労働時間	160	305	190	132

※所定内労働時間: 法定労働時間の範囲内で就業規則で定める。短いほど休憩・休日が多い
※建設業の年間出勤日数(27年度)は251.3日で全産業より26.9日多い。

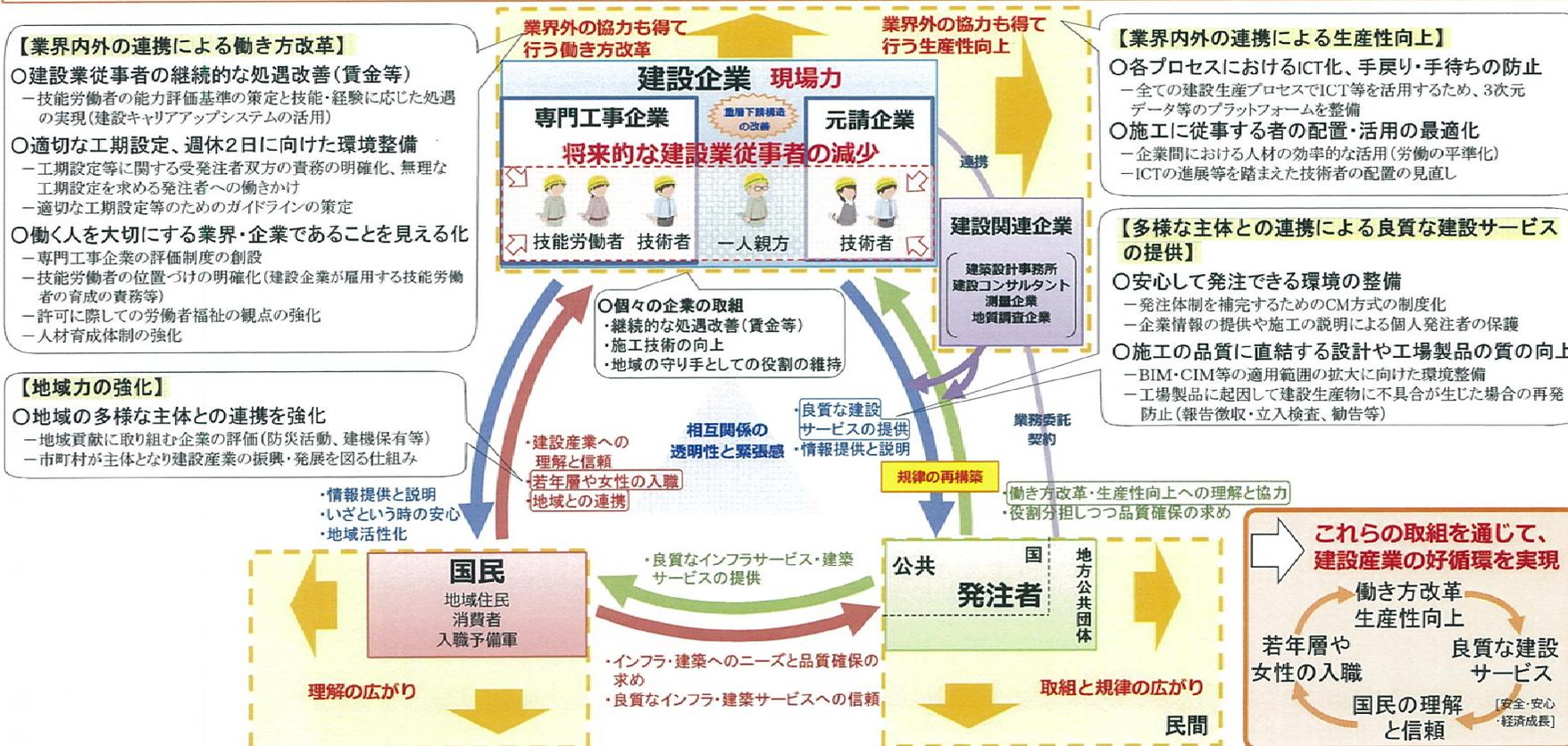
建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の高齢化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
 - 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。
- 10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築**



建設産業政策会議とりまとめ概要(29年6月)

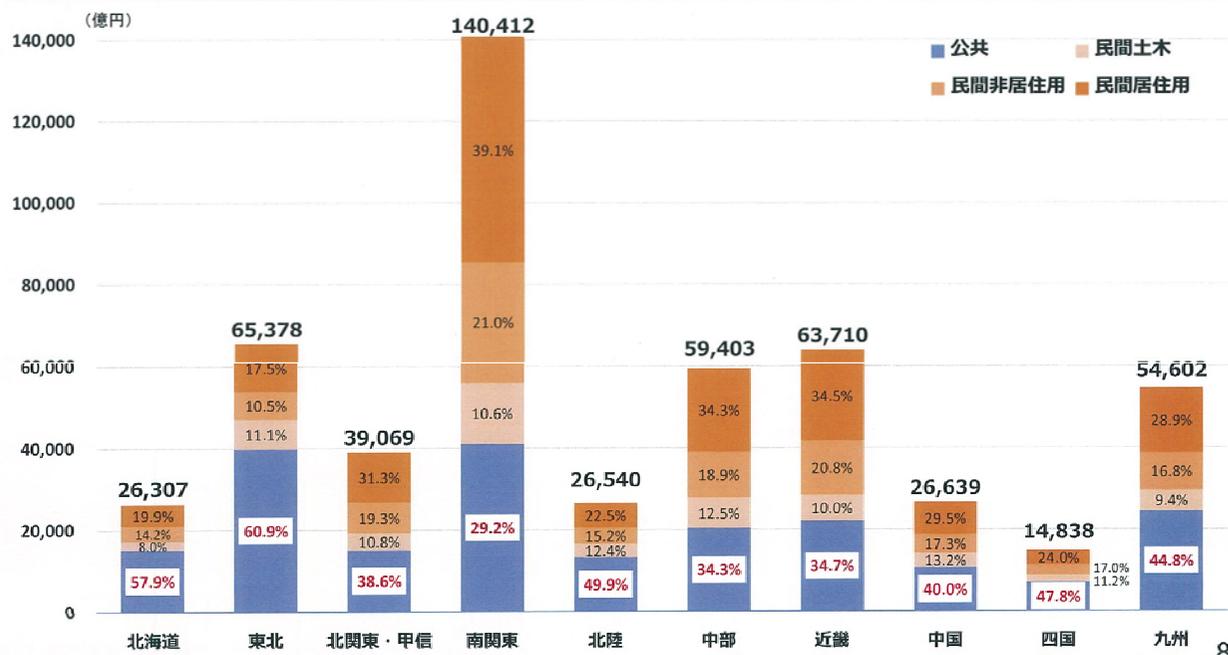
主な施策の概要

	個々の企業に係る施策	企業間や業界全体に係る施策	発注者・設計者や地域など様々な主体との連携に係る施策
働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> 許可に際しての労働者福祉の観点の強化 <ul style="list-style-type: none"> 労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化 建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等 	<ul style="list-style-type: none"> 専門工事業に関する企業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> 技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用） 建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進 一人親方への対応 <ul style="list-style-type: none"> 労働災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得支援、労災保険特別加入促進 適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化 女性の働きやすい職場環境の整備 建設業退職金共済制度の更なる普及・改善 <ul style="list-style-type: none"> 民間工事における建設業退職金制度の活用を促進 掛金納付方式の見直しや建設キャリアアップシステムとの連携を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の責務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 不当に短い工期による契約締結を禁止 不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある勧告制度 工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進 教育機関、研修機関の体制確保の推進 施工時期の平準化の取組の拡大 働き方に関する評価の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 働き方に関する国等の認定制度の取得を評価 社会保険未加入に関する減点の寄与を強化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> 営業所専任技術者要件の見直し 技術者配置要件の見直し 技能労働者の多能工化の普及 中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築 ICTを活用した建設関連ビジネスの展開 <ul style="list-style-type: none"> 複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 建設工事における電子商取引の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の責務や役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化 適切な設計図書の見直し・変更、施工条件の明示 設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進 設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備 許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> 官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事以外のビジネスモデルへの参入支援 プラットフォーム（協議会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等
良質な建設サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 小規模建設工事に適用される規律の充実 <ul style="list-style-type: none"> 無許可業者に適用される規定を拡充 一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等 	<ul style="list-style-type: none"> 民間工事の発注者に向けた企業情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> 電子申請化と併せて、工事経歴書・財務諸表等をインターネット上で公開、民間工事の元請企業に対する企業評価制度の構築 専門工事業に関する企業情報の提供（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築 適正な施工の徹底のための体制づくり <ul style="list-style-type: none"> 技術者資格の確認制度の対象拡充 悪質な不正行為に対する、経営者と技術者の責任分担を踏まえたペナルティの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 個人発注者等の保護 <ul style="list-style-type: none"> 受注者からの情報提供や契約内容の説明 地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完 <ul style="list-style-type: none"> CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設 発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等） 法令違反への対応の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> 法令違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止 <ul style="list-style-type: none"> 工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、勧告等の制度を創設
地域力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の建設企業の経営プロセスの改善 <ul style="list-style-type: none"> 営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信 地域の建設企業の経営基盤強化 <ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業承継に向けた環境の整備 将来の建設市場に対応した制度構築等 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の建設企業等による事業連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> 人材や建機等の相互融通の円滑化 ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲） <ul style="list-style-type: none"> 複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献に関する評価の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 防災活動への貢献の状況の加算幅の拡大 建設機械の保有状況の加算方法の見直し 維持や除雪の実績の経営規模評価への反映 地域建設業と市町村との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設業の振興・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討 地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式 <ul style="list-style-type: none"> 地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外の制度も参考に新たな入札契約方式の導入 工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進
施策横断的に取り組むべき重要な課題	<ul style="list-style-type: none"> 重層下請構造の改善 請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築 個々の企業の技術力、収益力、ガバナンスの向上 各プレーヤー間の関係の透明性と緊張感 ランク分け制度など公共工事の発注の基本的枠組みの再構築 		

建設産業政策会議参考資料(約170枚スライド)より興味深いものをピックアップ

地域別の建設工事の内訳

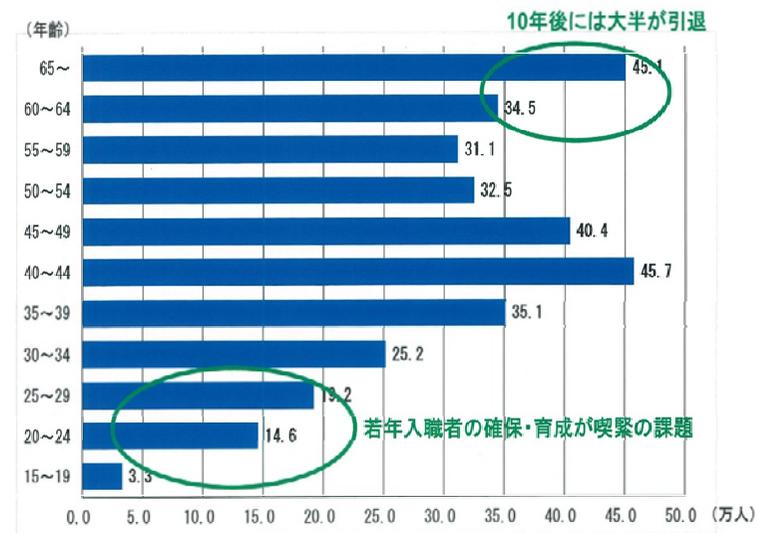
○ 地方部では、都市部に比べ建設工事に占める公共工事の割合が高い傾向。



出典: 国土交通省「建設総合統計 出来高ベース」(平成28年度)

8

年齢別の技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(2016年平均)

24

① 業界内外の連携による働き方改革

○ 建設産業の魅力を高め、若年層や女性の入職を促進し、担い手を確保していくため、企業と働く人との信頼関係を軸として、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入促進、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の「働き方改革」を強力に推進。

○建設産業で働く人の処遇を改善する

- ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- ・社会保険の加入促進等の対策の強化
 - －法定福利費相当額を含む適正な請負代金額で契約を締結する責務の明確化
- ・建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進
- ・一人親方への対応
 - －業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援、労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援
 - －適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化
- ・女性の働きやすい職場環境の整備
- ・建設業退職金共済制度の更なる普及・改善
 - －民間工事における建設業退職金制度の活用を促進
 - －掛金納付方式の見直しや建設キャリアアップシステムとの連携を推進

○現場の安全性を高める

- ・建設工事従事者安全・健康確保法に基づく取組の推進
 - －安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算
 - －安全及び健康に配慮した工期の設定
 - －建設企業等による自主的な安全点検等の取組の促進
 - －一人親方等の安全及び健康の確保の推進
 - －労働安全衛生法令の遵守徹底 等
- ・ICT活用工事の推進

○適切な工期を設定する環境を整える

- ・受発注者双方の責務として不当に短い工期による契約締結を禁止
- ・建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化
- ・不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある警告制度
- ・適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- ・約款等を活用した適切な工期設定
- ・施工時期の平準化の取組の拡大
 - －債権負担行為の最大限の活用
 - －地方公共団体に対し施工時期の平準化の取組の推進を要請
 - －国、地方公共団体の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表
- ・働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成
 - －先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進

○休日の拡大に向けて環境を整える

- ・契約における受発注者の責務の明確化
 - －工事現場の休日をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・公共工事における週休2日を前提とした工期設定による発注の推進
- ・官民を挙げた土曜・日曜・祭日の実施・拡大
- ・週休2日の推進により稼働日数が減少しても技能労働者の総収入が減らないための方策

○働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

- ・働き方に関する評価の拡充
 - －経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - －経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化
- ・許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - －労働者福祉の状況（社会保険加入等）を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化
- ・専門工事企業に関する企業情報の提供
 - －技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）（再掲）
- ・業界団体レベル、個々の企業レベルにおける働き方改革に関する自主行動計画等の作成の推進

○若者がキャリアパスを描きやすくする

- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）
- ・登録基幹技能者の配置に関する総合評価方式での評価の推進
- ・技術者が若年齢から活躍できる機会の付与
 - －技術検定について、試験の年2回化や1級学科試験の受験早期化により受験機会を拡大
 - －技術検定の学科のみの合格者への位置付けの付与（例えば、技士補制度の創設）によりキャリアステップを見える化・階層化
 - －若手技術者の現場登用機会の創出
- ・専門工事業のキャリアパスモデルの普及の促進

○担い手の育て手（指導者等）を確保する

- ・教育機関、研修機関の体制確保の推進
- ・個々の企業ではなく業界団体等による体系的な研修の実施
- ・工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進
- ・教育訓練施設における指導者向け指導プログラムの策定と普及
- ・ICTを活用した効率的な人材育成・技能訓練の実施（育て手側の生産性向上）

3

「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化

- ①働き方改革
 ○若者がキャリアパスを描きやすくする
 ③良質な建設サービスの提供
 ○建設業で働く人の姿を「見える化」する

＜施策の概要＞

- 中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、施工現場における「技術」と「技能」の違い等を踏まえつつ、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ、技能労働者の育成についての建設企業の責務等を設ける。
 - ・ 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - ・ 技能労働者が技能の向上に努める責務
 - ・ 施工現場における技能の明確化
 - ・ 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
 - ・ 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ

＜背景＞

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業従事者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているが、建設業法上の位置付けはない。
- この点、中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけを検討する必要。

＜現行法における技能労働者関連の規定＞

1. 建設業法上の規定

- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。*：労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法
- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がある職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。

2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらに係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。

3. 登録基幹技能者についての規定

- 建設業法施行規則第18条の3第2項において、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。



④地域力の強化

- 地域の守り手であると同時に地方創生の担い手でもある地域建設業の持続性を確保していくため、国、都道府県との連携のもと、より身近な市町村など地域が一丸となって取組を推進。

○地域の建設企業の役割を明らかにする

- ・ 地域の建設企業の役割の明確化
(地域インフラの担い手、災害時など緊急時の公的な任務の担い手、地域経済のエンジン)

○地域の建設企業の経営力を高める

- ・ **地域の建設企業の経営プロセスの改善**
ー 営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信
- ・ **地域の建設企業の経営基盤強化**
ー 円滑な事業承継に向けた環境の整備
- ・ **将来の建設市場に対応した建設企業の制度構築等**
ー 「維持管理」を中心に営む建設企業に適した制度構築等
- ・ **複数の建設企業等による事業連携の促進**
ー 人材や建機等の相互融通の円滑化
- ・ ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲）

○地域に貢献する企業を後押しする

- ・ **地域貢献に関する評価の拡充**
ー 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し
ー 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映
- ・ **地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式**
ー 地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外制度も参考にした新たな入札契約方式の導入
- ・ **適正な発注者別評価の推進**
ー 地域特性に応じた発注者別評価の導入の推進
ー 適切と考えられる発注者別評価項目の周知
- ・ 許可に際しての地域の守り手の観点の検討

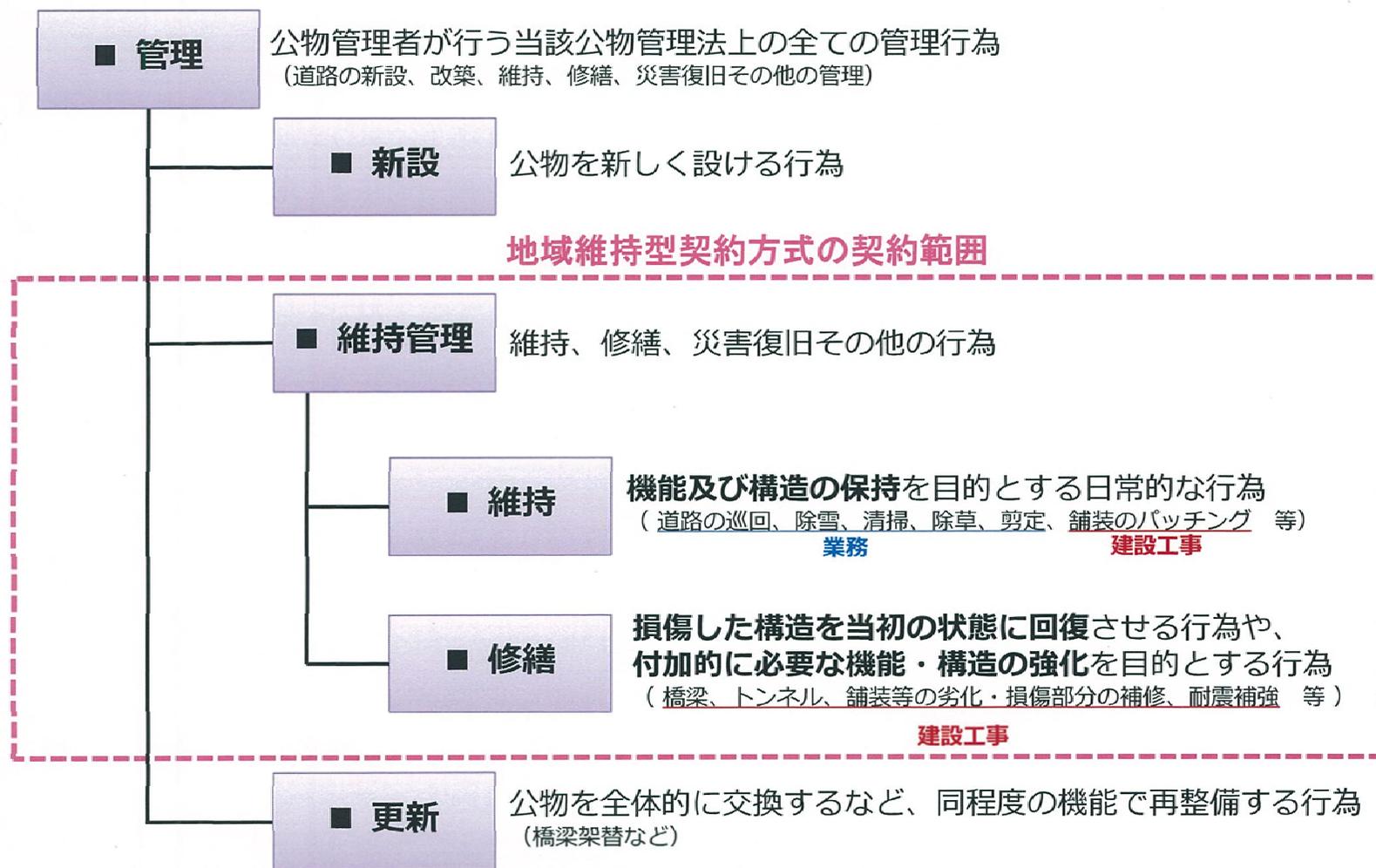
○地域の多様な主体との連携を強化する

- ・ **地域建設業と市町村との連携強化**
ー 市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となった建設産業の振興・発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討
- ・ 工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進（再掲）
- ・ 地域建設業と教育機関や金融機関等とが連携した、地域の課題解決に向けた取組の推進
- ・ 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成（再掲）

○市町村の発注体制を補完する

- ・ 地方公共団体における発注体制の補完（再掲）
ー CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
ー 複数の地方公共団体等による事務の共同化に資する実務的なガイドラインや手引き等の策定
ー 発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）

地域維持型契約方式の契約範囲



出典：国土交通省「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会」第2回提出資料 ⁷¹

「公共工事の円滑な施工確保について」

平成28年10月14日 総務省自治行政局長・国土交通省土地・建設産業局長 ⇒ 都道府県知事他

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条第2項に基づく要請。「国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。」とされている。

＜上記通知の主な内容＞ ※資料作成者の責任で要約

1. 適正な価格による契約について

(1) 予定価格の適正な設定について

適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、市場における労務及び資材等の**最新の実勢価格を適切に反映**させつつ、実際に施工に要する**通常妥当な経費について、適正な積算**を行うこと。

(2) ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること。28年3月の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの見直しを踏まえ、適切に見直すこと。

(3) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しについて

事前公表は取りやめ、**契約締結後の公表**とすること。予定価格についても、事前公表の適否について十分に検討したうえで、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

(4) スライド条項の適切な設定・活用について

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、**スライド条項**を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

(6) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について

2. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の状況に応じて適切な規模での発注を行うこと。

(2) 技術者の選任等に係る取扱いについて

主任技術者の選任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者の専任を要しない期間の設定については、適切に対応すること。

3. 施工時期等の平準化について

施工時期の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

4. 入札契約手続きの効率化等について

入札公告等の**準備行為の前倒し**や総合評価落札方式における**提出資料の簡素化**、**指名競争入札方式の活用**等により可能な限り手続きに要する期間の短縮に努めるとともに、適切な規模での発注、**技術審査・評価業務の効率化**、(競争入札に付し 入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときの)**随意契約**等により、事務の改善及び効率化に努めること。

5. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需法に基づく「平成28年度中小企業者に対する国等の契約の基本方針」を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、**適切な地域要件の設定**や、**地域への精通度等の適切な企業評価**に努めるとともに、極力分離・分割して発注を行うなど、引き続き**中小建設業者等の受注機会の確保**に努めること。

6. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について

前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、**中間前金払制度**の手続きの簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続きの迅速化に努めること。

7. 就労環境の改善について

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」、「建設業における社会保険等未加入対策について」を踏まえ、**建設労働者の就労環境の改善**に努めること

2. 地方公共団体における取組事例 (さ・し・す・せ・そ)

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定 (執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期 (特に4~6月) における工事の執行率 (契約率) の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

「地方公共団体における平準化の取り組み事例について(第2報)」平成29年3月 国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室 より

<中小企業等協同組合法>

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、…の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協働して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3条 中小企業等協同組合(以下「組合」という。)は、左の各号に掲げるものとする。

一 事業協同組合

…

…

三 協同組合連合会

第9条の2 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業

二 組合員に対する資金の貸付…

三 組合員の福利厚生に関する事業

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

…

第10条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、均等でなければならない。

…

• 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)

第1条(目的)

中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資する

第2条(定義)

国等(各省各庁、公庫等)、中小企業者(政令で一部範囲の拡大)

第3条(受注機会の増大の努力)

国等の受注機会増大の努力(組合の活用)

第4条(契約の方針の作成等)

国等の「契約の方針」の作成、閣議決定、公表

第5条(実績の概要の通知)

各省大院の経済大臣への契約実績の通知

第6条(各省各庁に対する要請)

経済大臣の各省大臣への受注機会の増大の要請

第7条(地方公共団体の施策)

国に準じた受注機会増大の努力

▪ 官公需適格組合制度は同法の施策の一つ

- 全管連所属組合のうち、役務(14%)、工事(13%)が適格組合を取得
- 活用されているとは言えない面も。水道事業体に活用を要望することが必要

官公需適格組合を ご存知ですか？

官公需適格組合制度とは、国や自治体等が発注する業務（工事・役務・物品）の受注に意欲的な組合で、**財務・体制・運営面で必要な基準を満たし、受注した業務の責任ある履行が可能な組合を中小企業庁が証明する制度**です。この制度は、契約された業務の品質の確保と地域を支える中小企業に活力を与えることを目的としています。

神奈川県内には**66**の
適格組合があります。

内訳：工事12組合、物品10組合、役務44組合
(平成26年8月31日現在)
全国組合数：803 (平成26年3月31日現在)

適格組合の業種は、建設業・設計・管工事や造園工事、防水工事などの専門工事から、プロパンガス・石油・紙や金属類の再生資源物の取り扱い、印刷や文房具類の事務用品にいたるまで多岐にわたります。まずは、地域の適格組合または協議会までご相談ください。



神奈川県官公需適格組合協議会

事務局：神奈川県中小企業団体中央会 組織支援部 内田・見久

連絡先：045-633-5133

官公需適格組合の活用を 札幌市管工事業協同組合編



4 北海道における官公需適格組合の活用奨励



「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」以下(「方針」という。)を定め、物品等の発注に係る契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意するとともに、法令等との整合性を確保しつつ、中小企業者等を取り巻く厳しい情勢を踏まえるとともに、中小企業者等の育成が地域経済の発展に寄与することに配慮しながら、中小企業者等の受注の機会の確保・拡大に努めるものとする。

中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1) 中小企業官公需特定品目に係る中小企業者等の受注機会の確保・拡大 | (10) 道と防災協定を締結する中小企業者等に対する配慮 |
| (2) 指名競争における対応 | (11) 官公需適格組合等に対する配慮 |
| (3) 一般競争における対応 | (12) 小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮 |
| (4) 随意契約における対応 | (13) NPOに対する配慮 |
| (5) 中小企業者等への説明の徹底 | (14) 新商品の生産を行う者等への配慮 |
| (6) 分離・分割発注の推進 | (15) 道が表彰・認定した商品等への配慮 |
| (7) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮 | (16) 中小企業者等の自主的努力の助長 |
| (8) 適正価格による発注に関する配慮 | (17) 雇用確保に関する働きかけ |
| (9) 中小建設業者に対する配慮 | |

北海道における官公需適格組合に関する特例

【随意契約】

北海道の財務規則では、個々の中小企業者では履行できない契約について、地方自治法施行令で定める随意契約によることができる金額(工事：250万円、財産：160万円、役務：100万円)に関わらず、官公需適格組合と随意契約ができる旨を規定しています。

■北海道財務規則運用方針 第3節(随意契約)関係

政令第167条の2(随意契約)第1項の運用は、次によるものとする。

第1項第12号 個々の中小企業者では履行できない契約につき、官公需適格組合の証明を有す事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のため、これらの者と契約をすとき。

【競争入札参加資格の特例】

北海道の競争入札参加資格関係事務取扱要領では、官公需適格組合に対する建設工事の格付けにおいて、評定数値の20%の調整特例と、営業年数の要件を要しないこと、契約実績等の要件を組合及び構成組合員の合計とするなどの資格要件の特例を規定しています。

■競争入札参加資格関係事務取扱要領

- 工事における総合点数の算定方式に関する特例
建設工事の場合における協同組合等の格付けは、当該組合における組合員の結合の度合及び能力の適合性等を勘案の上、評定数値の20%の範囲内において調整することができる。
- 資格の種類ごとの要件の特例
これまでの営業年数の要件を要しないことに加え、契約実績、自己資本額、従業員数等の要件を組合及び構成組合員の合計とする。

役務に関する官公需適格組合の証明取得を契機に委託契約が結ばれた業務例(平成26年度実態調査より)

- ・開閉栓業務委託・毎日水質検査
- ・簡易水道施設巡回保守点検
- ・給水管取り出し工事立会い
- ・検満メーター取替え
- ・水道メーター総合管理
- ・水道メーター検針
- ・水道施設運転監視点検
- ・漏水調査
- ・上水道施設巡回保守点検
- ・緊急時対応待機漏水修繕
- ・路面舗装復旧
- ・修繕工事待機業務
- ・水道管緊急修繕工事に伴う待機
- ・水道管路等維持管理及び下水道取付管等補修
- ・水道局本庁舎宿日直等
- ・閉庁時修繕受付工事対応
- ・夜間漏水等初期活動

- ・浄化センター等維持管理
 - ・浄水場監視巡回宿直
 - ・公共施設機械設備維持管理
 - ・水道料金徴収
- 水道事業給水サービス関連業務

※実態調査において報告のあった名称をそのまま使用している

全国管工事業協同組合連合会(全管連)について



本会は、約600団体に所属する1万6千社の所属員企業を全国に擁しており、皆さんが日々生活していくうえで、最も基本的な水道というライフラインを支える給水装置工事業者の中央団体であります。

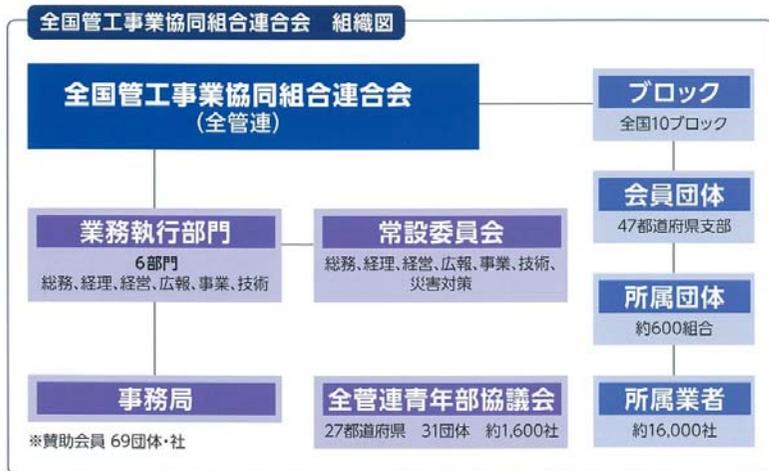
私たちは、国家資格である給水装置工事主任技術者をはじめ、熟練配管工、給水装置工事配管技能者を擁して工事に当たるのは勿論のこと、防災活動に貢献できる組合組織の強化並びに技術・技能の研鑽に努め、より一層地域社会の信頼に応えて参ります。

今後も皆さまのお役に立てますよう、また組織の一層の発展のため、精進を重ねて参りますので、温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

全国管工事業協同組合連合会 会長 大澤 規郎

平成28年度 全国大会スローガン

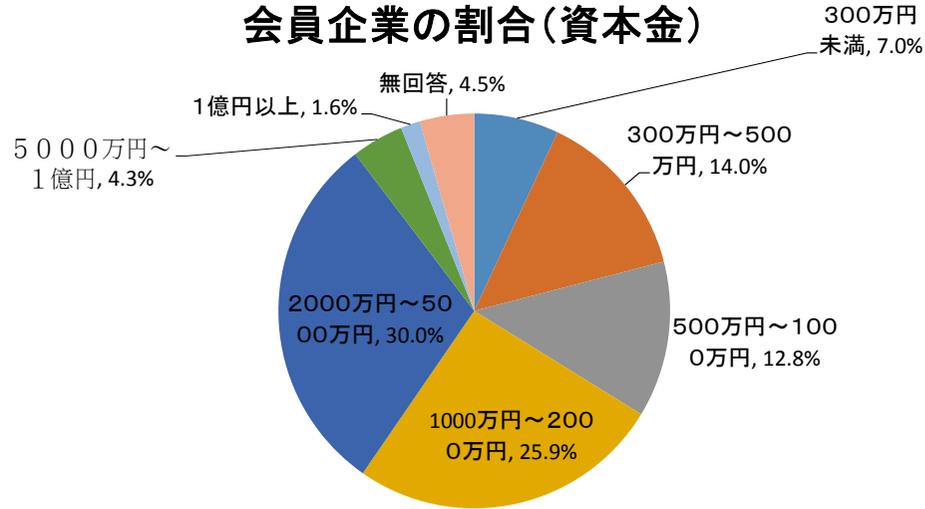
- 一. 優れた技術技能の継承で次世代の担い手を育成しよう
- 一. 指定店更新制度を実現し、地域住民に信頼される工事店を目指そう
- 一. 緊急時には命の水を守る専門家集団として地域の期待に応えよう



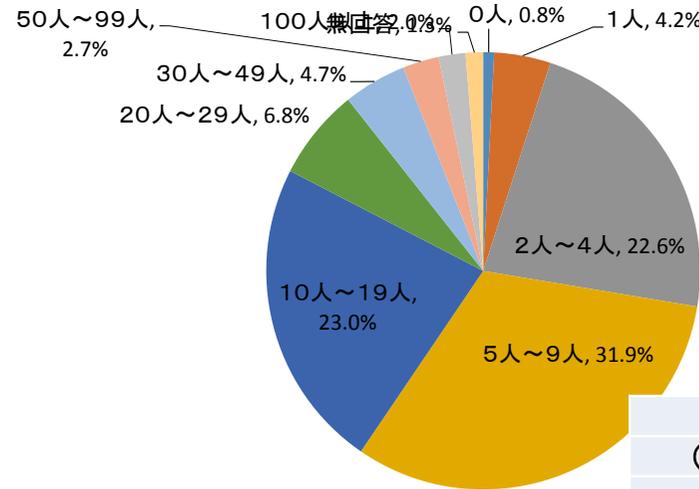
全管連所属員企業の実態

平成26年11月に調査。回収率:33.3%(5446社/16375社)

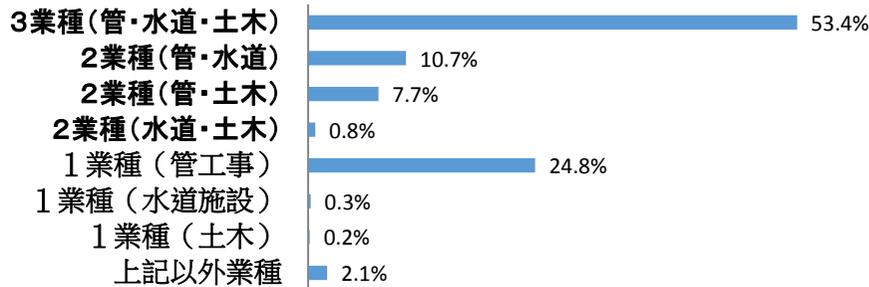
会員企業の割合(資本金)



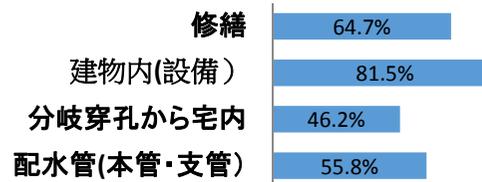
会員企業の割合(従業員数)



建設業許可の取得状況



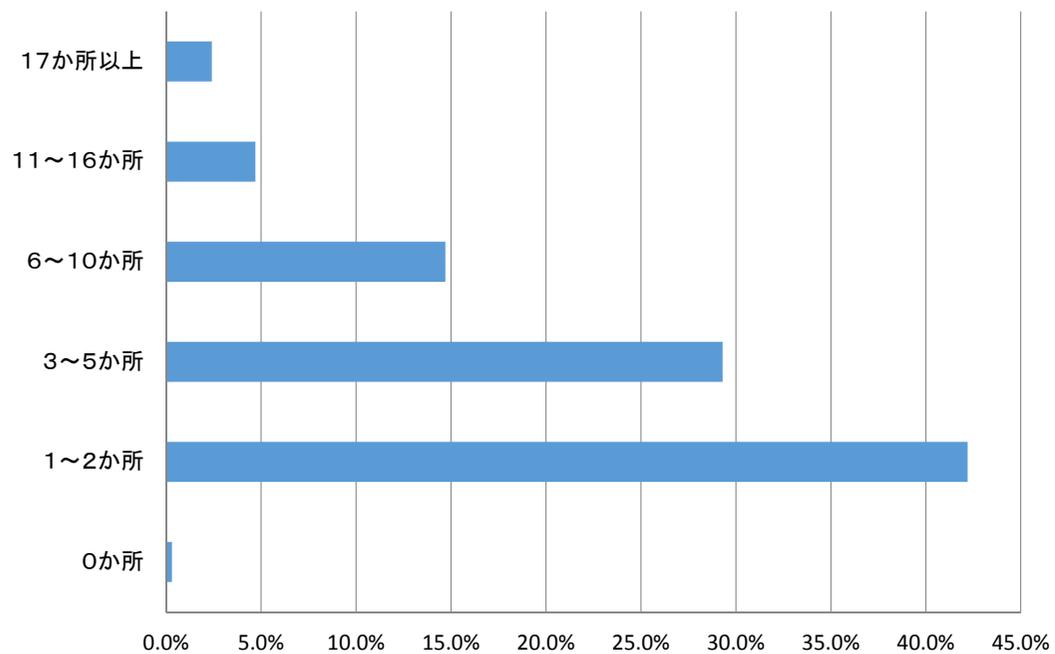
業務別の実施会社の割合



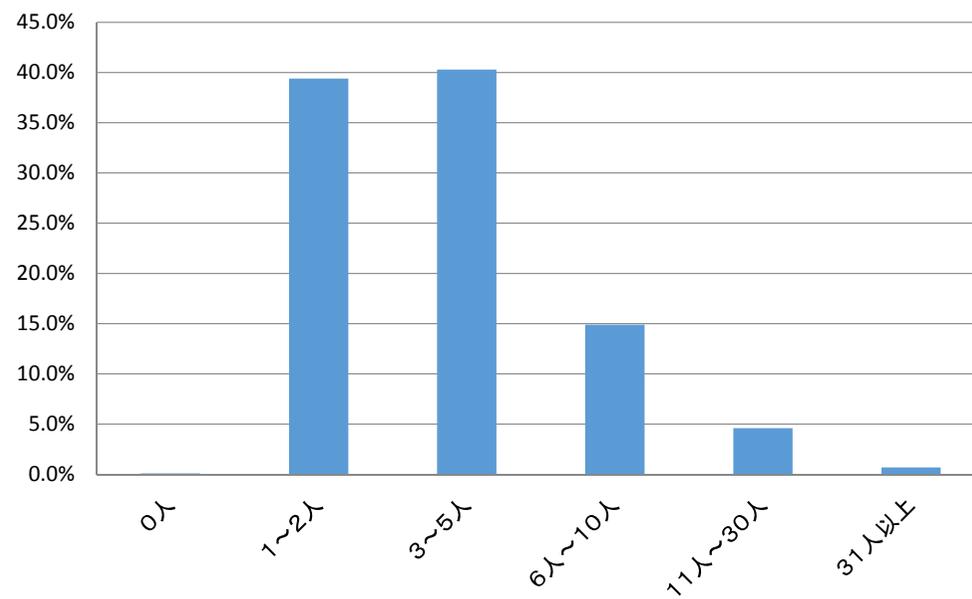
管工事の事業範囲について (事業範囲としている企業が多いもの)

4工事全て(配水管、分岐穿孔、建物内、修繕)	27.3%
建物内、修繕	14.9%
建物内のみ	13.4%
分岐穿孔、建物内、修繕	8.4%
配水管、分岐穿孔、修繕	6.6%
配水管、建物内	6.3%
配水管のみ	5.9%

給水装置工事事業者として指定を受けている事業体数



1社当たりの給水装置工事主任技術者数



全管連会員組合の状況(577組合中444組合から回答あり。平成26年度)

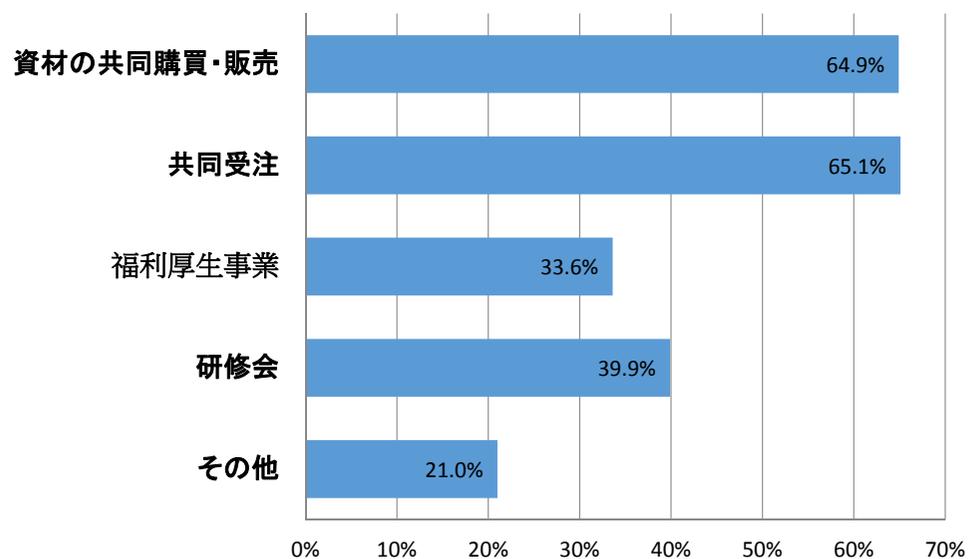
<組合員数>

	平均値	中央値
平成26年度	34.5社	18.0社
平成16年度	44.1社	21.0社

<組合職員数>

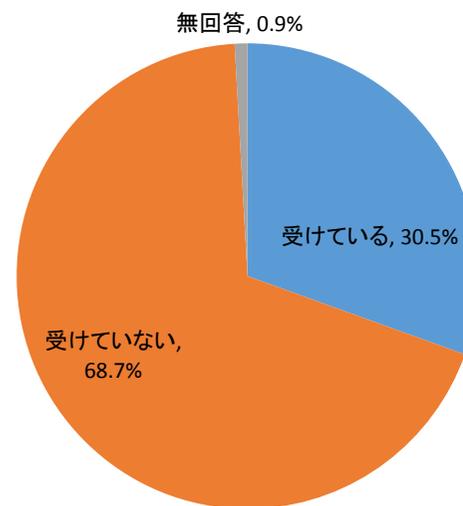
3人(中央値) ※組合会員企業の職員が兼務する場合から100人超の組合職員を有するものまで様々。都市の規模、組合の実施事業内容による。

組合の実施事業(複数回答)



※共同受注: 検満メーター取替、修理工事、舗装復旧など

建設業許可取得状況



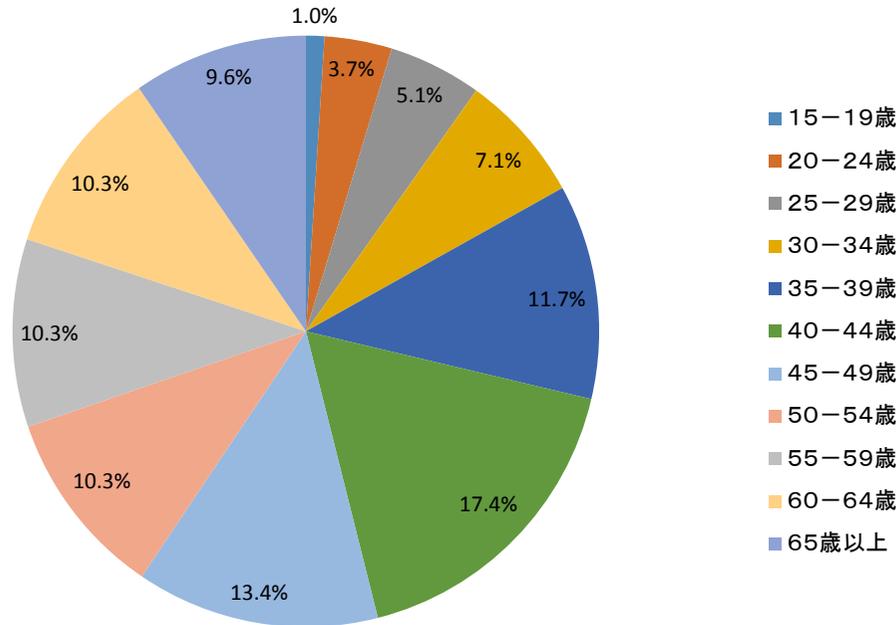
※受けているには申請中を含む

※北海道、近畿、中国、四国ブロックでは受けているが4割台

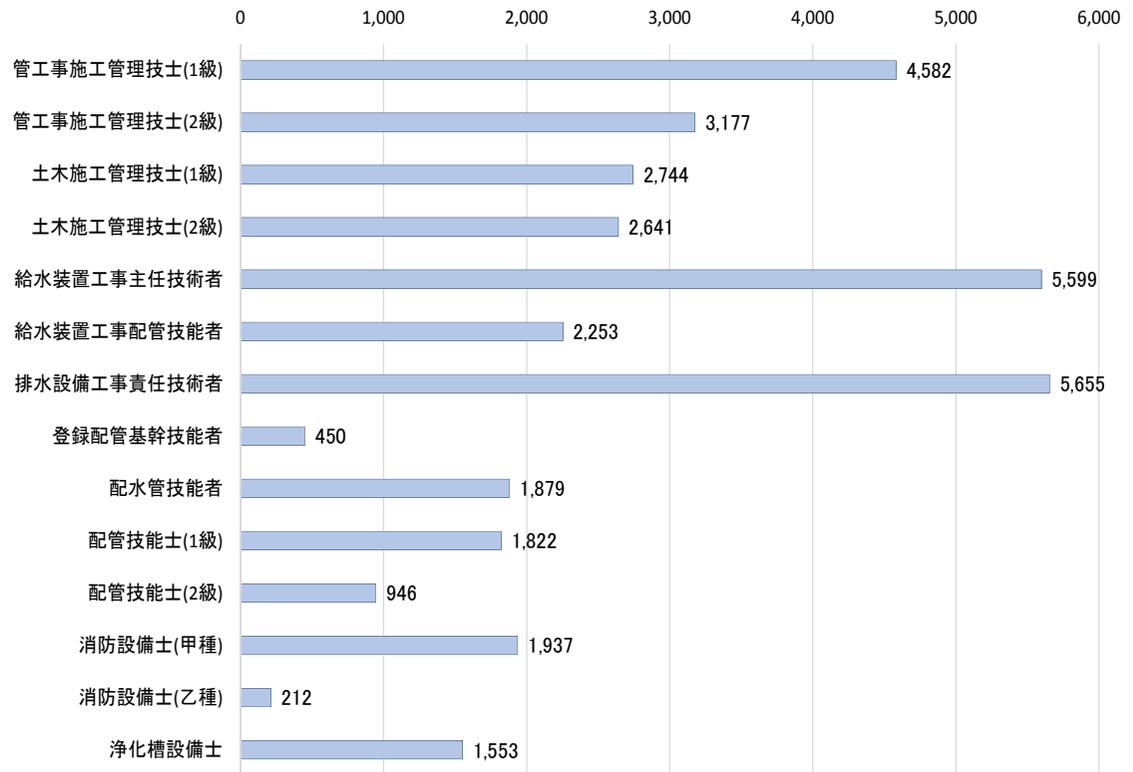
<所属企業の資格取得等に関する取組実態調査について>

平成28年8月～12月にかけてWEBアンケート方式で各社の技術・技能者数、資格所有者数を年齢別、男女別に調査。また、資格取得のための支援策、女性活躍支援策についても調査。有効回答数が1296社(8.2%)と低く、全管連会員企業の平均像を示しているとは言えないが、回答から窺えることもある。回答社の技術者・技能者は17,427名

技術者・技能者の年齢分布

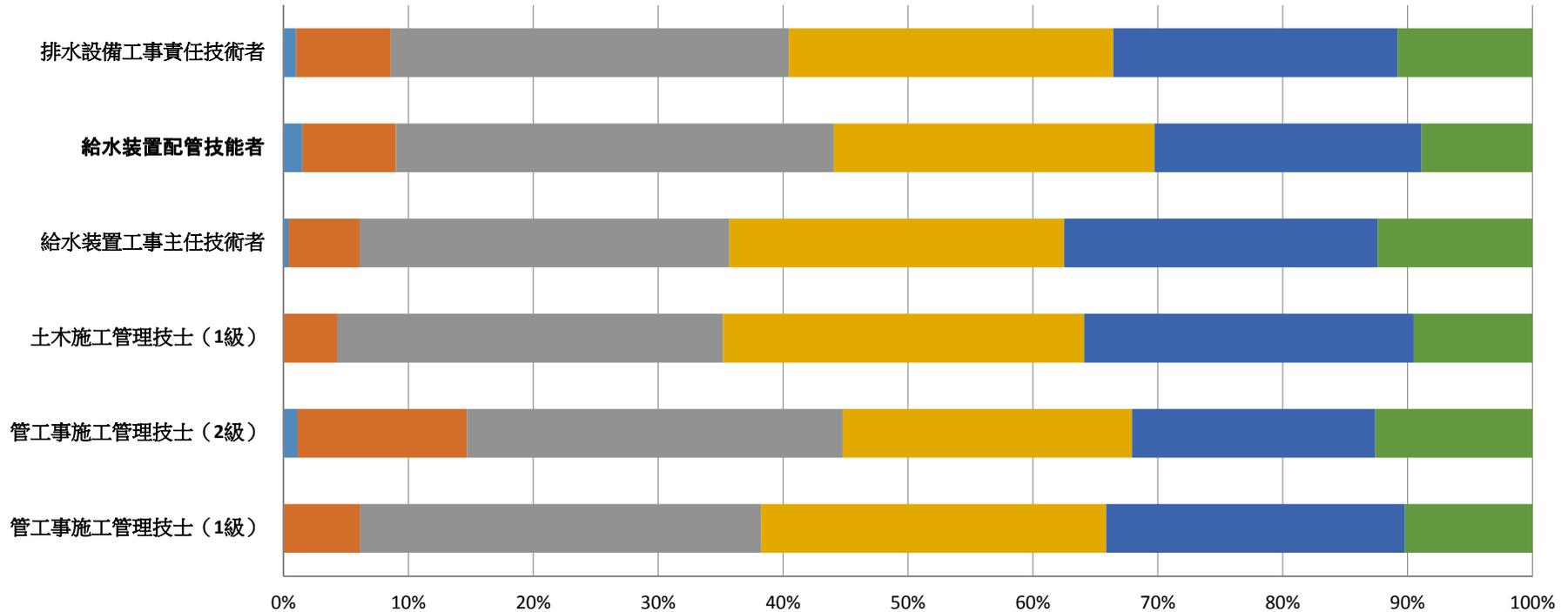


▶回答企業における資格保有者数



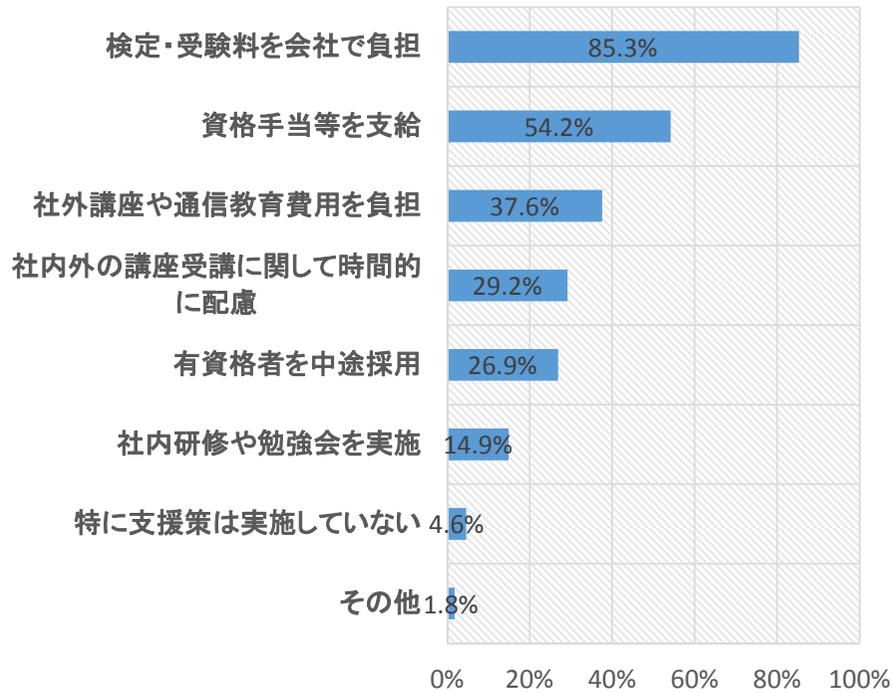
※同一資格で1級・2級(甲種・乙種)の両方を取得している場合は、1級(甲種)のみを回答。

資格保有者の年齢構成

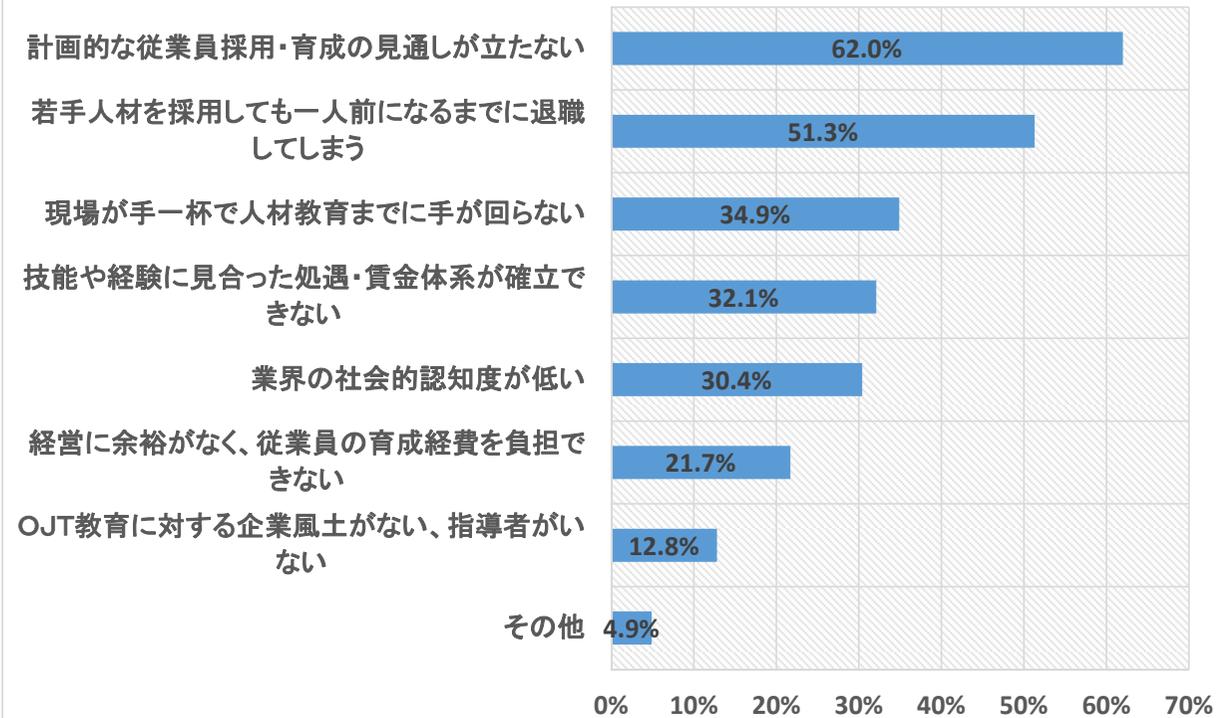


	管工事施工管理技士(1級)	管工事施工管理技士(2級)	土木施工管理技士(1級)	給水装置工事主任技術者	給水装置配管技能者	排水設備工事責任技術者
■ 15-24歳	0.0%	1.1%	0.0%	0.4%	1.5%	1.0%
■ 25-34歳	6.1%	13.6%	4.3%	5.7%	7.5%	7.6%
■ 35-44歳	32.1%	30.1%	30.9%	29.6%	35.1%	31.9%
■ 45-54歳	27.6%	23.2%	28.9%	26.8%	25.7%	26.0%
■ 55-64歳	23.9%	19.5%	26.4%	25.1%	21.4%	22.8%
■ 65歳以上	10.2%	12.6%	9.5%	12.4%	8.9%	10.8%

資格取得のための取組状況

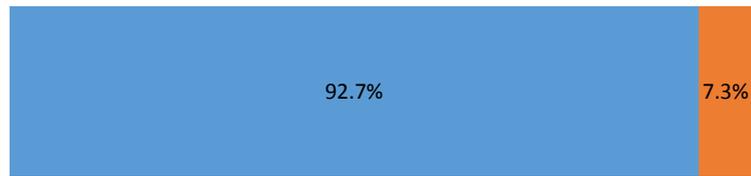


若手育成における課題

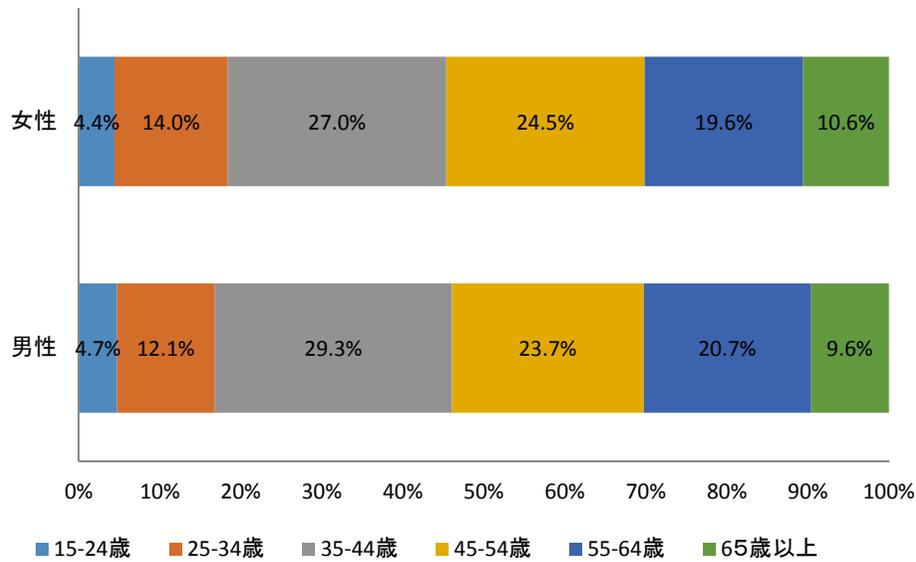


技術者・技能者の男女割合

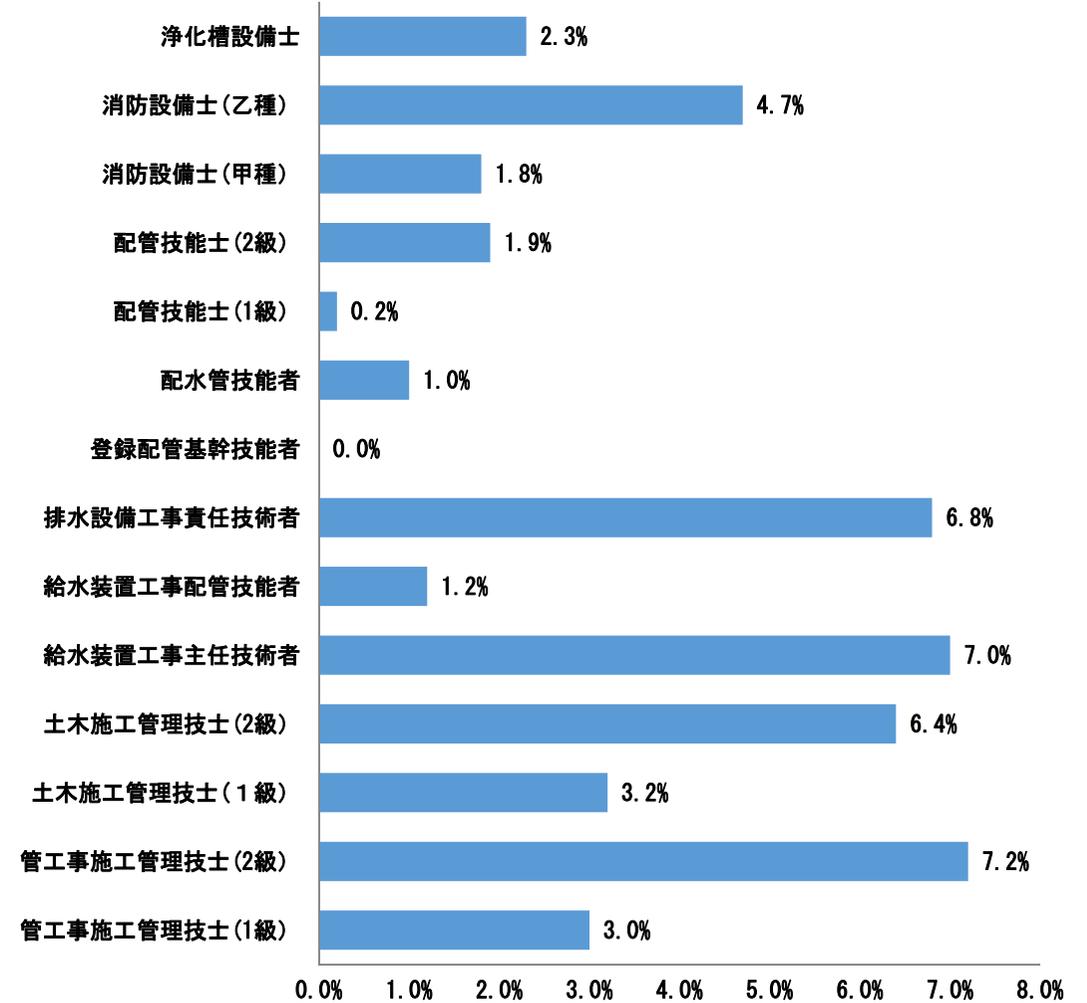
■ 男性 ■ 女性



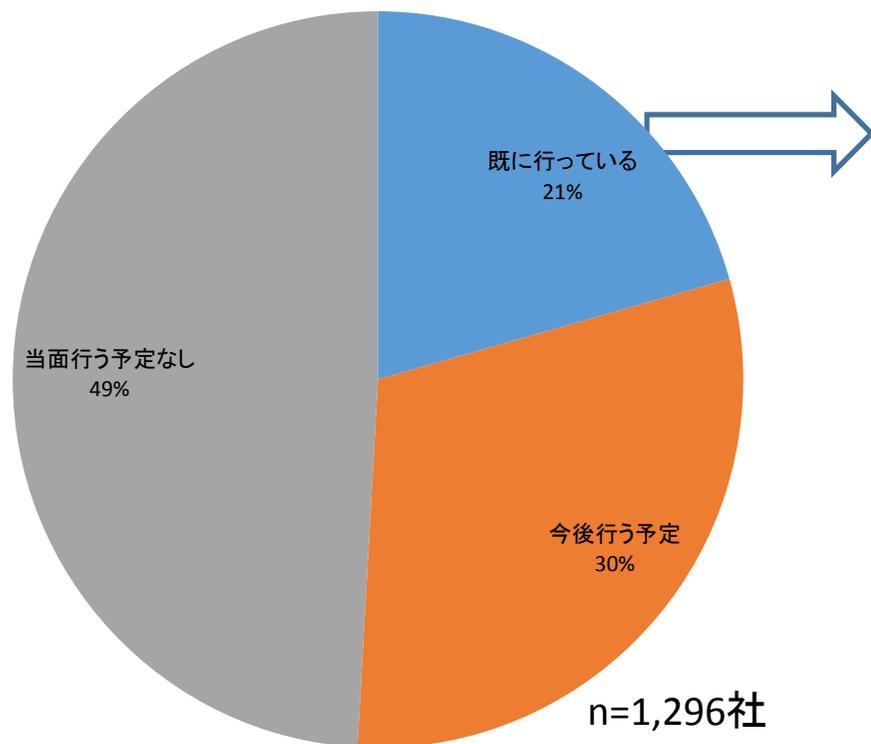
技術者・技能者の年齢構成



資格別の女性割合



女性活躍支援の取組状況



支援取組の内容(n=267)

	実施中	計画中	未実施
育児休業	77.2%	7.5%	15.4%
子の看護休暇	64.4%	9.0%	26.6%
産前産後休暇	82.8%	4.1%	13.1%
短時間勤務（育児）	64.4%	11.6%	24.0%
所定外労働免除	61.7%	10.1%	28.1%
介護休暇	58.8%	12.0%	29.2%
短時間勤務（介護）	52.0%	15.0%	33.0%
フレックスタイム	13.4%	8.6%	77.9%
在宅勤務	8.2%	6.7%	85.0%
（育児離職者）再雇用	28.4%	15.7%	56.9%

全管連の事業計画重点事項(平成29年度案) ※要約

1. 災害時等の対応

日水協の地震等緊急時対応訓練に積極的に協力する等により災害対応力を整備

2. 若年者・女性の入職促進

PRポスター、動画の作成等により業界の周知を図る

3. 建築設備における漏水等事故防止対策

建築設備における漏水事故防止のために注意を促す資料作成し配布

4. 共済制度の加入促進

管工事賠償補償制度、法定外労働災害補償制度、福祉共済制度の加入促進と管工事賠償制度における損害率の安定化

5. 水道法改正への対応

指定工事店の更新制度の円滑な実施にむけて会員に周知。給水装置工事主任技術者に対する再講習について給水工事技術振興財団と協議

6. 技術・技能

施工管理技士、給水装置工事主任技術者の国家資格取得を支援。若年技能者の技能向上のために指導員を派遣。配管技能者の供給規定等での明文化を働きかけ

7. 全管連会館の建て替え

全国大会で決議されたスローガン

<29年度案>

- ・水道法改正で優良な工事事業者の地位向上を実現しよう
- ・災害時に全管連の組織力を生かし迅速に対応しよう
- ・技術技能の継承で安心安全を住民に提供しよう

<28年度>

- ・優れた技術技能の継承で次世代の担い手を育成しよう
- ・指定店更新制度を実現し、地域住民に信頼される工事店を目指そう
- ・緊急時には命の水を守る専門家集団として地域の期待に応えよう

<27年度>

- ・実効的な災害ネットワークの構築で大規模災害に備えよう
- ・改正品確法で次世代の担い手を育成・確保しよう
- ・水道の安心・安全の実現に向けて指定店制度の改善を目指そう

<26年度>

- ・労働環境の更なる改善で若年者を確保し、優れた技術を継承しよう
- ・防災協定で迅速な災害復旧を実現し、地域社会を守ろう
- ・基幹管路の耐震化で安全・安心を提供しよう

<25年度>

- ・災害に強い組織対応で地域に貢献しよう
- ・老朽管の更新、耐震管の布設を促進しよう
- ・培った技術技能を若者に継承しよう

<24年度>

- ・災害に揺るがない組織で社会貢献
- ・管工事の技術・技能を継承しよう
- ・災害時に迅速なライフライン復旧で市民に安心を！

<22年度>

- ・健康で文化的な市民生活や経済活動に貢献しよう
- ・環境保全のために健全な水循環の構築に貢献しよう
- ・災害時には関係機関と協力して水道というライフラインを守ろう

.....

<19年度>

- ・全国の組織力で前進しよう
- ・伝えよう 育てよう 未来につながる技能と技術
- ・守れ 社会のライフライン

1. 全管連の地震等緊急時対応の経緯

全管連(日水協の手引き作成等を踏まえて)
平成8年11月 「災害時の救援体制について」

22年1月 「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」
〃 「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集」

25年3月 「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル(改訂版)」
〃 「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集(改訂版)」

全管連と関係団体

21年6月 日水協と「災害時における応急復旧活動の応援協力に関する覚書」締結

21年12月 「災害時における復旧活動の応援協力に係る覚書」締結
キャタピラー・ジャパン株式会社、コマツレンタル株式会社、株式会社アクティオ
渡辺パイプ株式会社、株式会社小泉、橋本総業株式会社

28年5月 全国管工機材商業連合会と同上覚書締結

29年3月 (株)西尾レントオールと同上覚書締結

(参考) 全管連所属組合と地元水道局等との緊急時協定の締結状況

締結済み 85.4% 協議中 4.3% 締結予定なし 5.6% 無回答 4.7%

※平成26年度調査 577組合中444組合から回答

地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル(改訂版)
目次

第1編 被災地応援における応急復旧対応について

第1章 相互応援全般の事項

1. 「日水協手引き」による応援要請に関する基本的スタンス
2. 全管連における平常時の情報連絡体制
3. 情報連絡の流れ
4. 発災直後の対応
5. 応援の要請
6. 水道給水対策本部の設置
7. 広報活動
8. 費用負担の基本的な考え方
9. 労働災害等の基本的な考え方

第2章 平常時の相互応援の準備

1. 水道事業体における準備
2. 応援する側となった場合の準備
3. 教育・訓練の実施

第2編 被災地における地元組合の災害対応について

- | | |
|-------------|------------------|
| 第1章 目的 | 第6章 情報連絡体制 |
| 第2章 対策の基本方針 | 第7章 応急対策 |
| 第3章 緊急配備体制 | 第8章 費用負担の基本的な考え方 |
| 第4章 組合員の配備 | 第9章 組合員の研修及び訓練 |
| 第5章 初動体制 | 第10章 その他 |

参考資料

地震時の応援規模(述べ人数)

- 阪神淡路大震災(平成7年1月17日)
約2万5千人応援
- 新潟県中越地震(平成16年10月23日)
約1千2百人応援
- 新潟県中越沖地震(平成19年7月16日)
約9千1百人応援
- 東日本大震災(平成23年3月11日)
約5万2千5百人応援
- 長野県神城断層地震(平成26年11月22日)
約400人応援
- 熊本地震(平成28年4月14日)
日水協県支部ルート、厚生労働省直接ルート
併せて約4600人応援(熊本県連分を除く)

※阪神淡路大震災以降も規模の大きい地震が発生しているが、応急復旧等が県内で概ね完結した場合は、全管連本部としての応援体制を発動させてはいない。機関紙誌における記事もあっさり。

日水協での大規模応援訓練への参加、協会の手引きの見直し状況を踏まえて、全管連マニュアルについても見直し検討が必要

<技術者・技能者の管工事業界への入職と定着ー若年者など>

建設業界全体と同様に管工事業界でも人材確保(特に若者)が大きな課題



全管連でも主要なテーマとして取組

➤ 労働者の待遇・労働環境の改善

- ・担い手3法の適正運用に関する要望活動:運用指針(別添参照)に沿った施策の実現
- ・社会保険未加入対策の推進:法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・活用
- ・公共工事労務費調査の実施に協力:公共工事労務費単価の見直し
- ・水道施設整備費歩掛表の改正要望:現場管理費率、管布設掘削幅等
- ・福利厚生制度:福祉共済、法定外労働災害補償制度の実施
- ・労働災害事故防止に係るDVDと小冊子の作成、配布(無償、有償)

➤ 建設業(管工事業)のPR

- ・建設業界全体の広報:各種広報素材(例:建設業界ハンドブック)の作成に協力、成果物の配布
- ・管工事業界の広報:全管連広報誌による女性活躍企業の紹介等

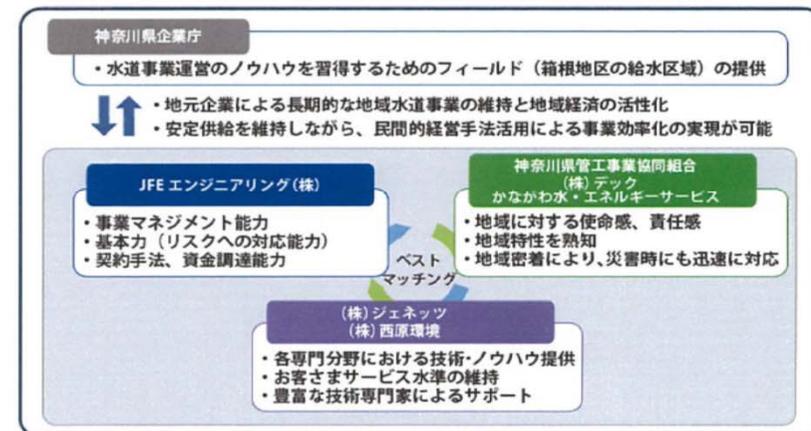
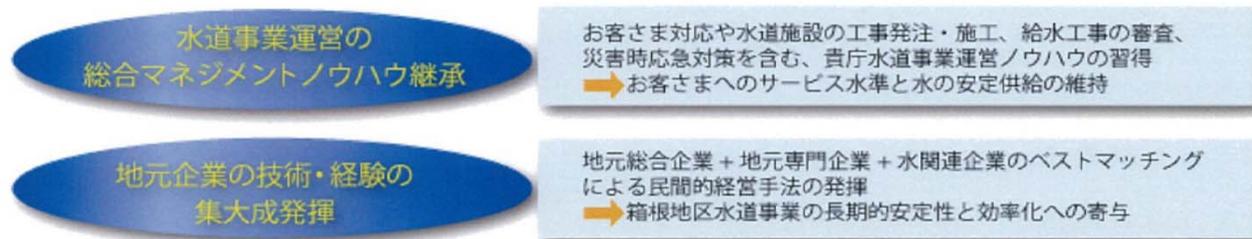
➤ 技能向上・資格取得支援

- ・各種図書の出版・斡旋:給水装置主任技術者・これならわかる問題と解説(出版)、管工事施工管理技術テキスト(斡旋)など
- ・給水装置工事主任技術者試験 準備講習会の開催/給水装置工事配管技能者検定会の実施協力
- ・技能五輪全国大会、技能グランプリの実施協力:会場設営、競技主査担務など
- ・登録配管基幹技能者制度の運営:国土交通大臣の登録講習会として。日空衛・全管連・日管連の3団体で運営
- ・全国設備工業教育研究会(公立工業高校のうち設備工業科等を有する24校)との連携:技能検定受検の練習用材料を提供など
- ・(若年者用)建築配管施工実技シート&解説用DVDの作成と無償配布

官民連携の推進

地域の状況を踏まえ、包括委託が行われる場合に地元管工事組合が積極的にSPCに参加
(or管工事組合が構成員となることを要件)

(例) 神奈川県営水道箱根地区



※この他にも事例あり。全管連では機関誌で紹介し、各地での取り組みの参考に

箱根水道パートナーズ株式会社HPより

<管工事組合が参画した包括委託の事例>

SPC名	構成員・出資企業	業務内容	その他
秋田市上下水道サービス(株)	秋田管工事業協同組合 (株)PUC	<ul style="list-style-type: none"> ◆料金関連業務 ・受付業務 ・滞納整理業務 ・収納業務 ◆メーター関連業務 ・検針業務 ・メーター業務(検満メーター交換等) ・漏水修理業務 ・宿日直業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金関連、メーター関連それぞれプロポーザル。選定された者でSPC設立 ・26年4月1日から業務開始
大崎水道サービス(株)	大崎市管工事業協同組合 水ing(株) 協業組合アクアネット フジ地中情報(株)	<ul style="list-style-type: none"> ◆水道施設運転管理業務(水ing・アクアネットJV) ・施設運転 ・点検・修繕 ・SPC内情報共有 等 ◆水道料金収納等業務(フジ地中情報・大崎市管工事業協同組合・テクノマインドJV) ・受付業務 ・検針業務 ・滞納整理業務 等 ◆給水装置等関連業務(大崎市管工事業協同組合) ・工事受付・審査・検査 ・漏水修繕 ・メーター交換等 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務毎に事業者を選定 ・SPCがJV等に業務委託 ・28年4月1日から業務開始
(株)高山管設備グループ	高山管設備工業協同組合 東洋設計(株) メタウォーター(株) 月島テクノメンテサービス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ◆取水、浄水及び配水に関する業務 ◆浄水場、浄水施設の維持管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託形式は指定管理者 ・初回は18年4月から3年間。その後第2期より5年間
あらおウォーターサービス(株)	メタウォーター(株) 荒尾市管工事協同組合 (株)エースウォーター 国際航業(株) (株)エヌ・ティ・ティ・データ	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営及び計画支援業務(中長期計画策定支援等) ◆管理支援業務(庁舎管理、見学者対応、技術承継支援等) ◆営業業務(窓口、検針、開閉栓、調定及び収納等) ◆設計建設業務(工事等業務、給水装置関連、排水設備関連) ◆維持管理業務(運転監視制御、水質検査、調達品管理等) ◆危機管理対応業務(災害時対応、災害対応訓練等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾市組合所属の6社が協力企業 ・28年4月から業務開始

全管連として関心のある提案

(全管連ジャーナル5月号
日本水工設計(株)「設計・
施工・維持管理一括発注方式(管路DBM)を活用した組
合との連携について」から
の抜粋(一部修正)

設計・施工・維持管理一括発注(管路DBM)のメリット

☆ 合理的な設計

設計と施工を受託者が一体となって取り組むため、手戻りの少ない施工ができます。

☆ 事業の効率化

工事会社選定にかかる入札などの短縮ができ、事業の効率化が図れます。

☆ 工事監理の削減

設計・施工一括発注で工事監理も受託企業が行うため業務の削減が図れます。

☆ 現行体制での事業運営

水道サービスを落とさず、レベルアップしたサービスでの事業運営が図れます。

☆ 地元企業の育成と貢献

施工は主に地元工事会社が対応するため、地元企業の育成と貢献が図れます。

☆ 民間企業の実績と最新技術の活用

多くの実績を持つ民間企業が行うため、ノウハウと最新技術の活用が図れます。

工期



業務分野における適正発注

右のちらしは、厚労省が建築物衛生管理に関し、公共建物の管理者向けに「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を作成し、関係省庁等に協力を要請。そのポイント事項を全国ビルメンテナンス協会がちらしにしたもの。

水道に係る業務発注(浄水場の運転管理、漏水調査、メーター検針等々)についても、同様の取り組みが求められる。

平成 27 年 6 月発出

「ビルメンテナンス業務発注ガイドライン」

に沿って、私たちは公共建築物の安全、衛生、清潔、長寿命化を支援します

平成 27 年 6 月、厚生労働省より「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」が発出され、ダンピングを排除し、担い手の育成・確保を通して、公共建築物の維持管理を適正化していくための【発注指針】が示されました。私たちは発注者である公共建築物の所有者に協力して、本ガイドラインを基礎としながら、国民の資産である建築物を、安全に、衛生的に、美しく、長持ちさせて参ります。

(1) 維持管理計画策定段階
中長期的な維持管理計画の策定が求められています！

維持管理の実施内容、実施時期、概算額などを中長期的に策定することや、建築部位、設備、管理項目を整理し、修繕履歴台帳を整備することなどが必要です。

(2) 業務発注準備段階
個々の建物にあった適切な発注が求められています！

総合評価落札方式の導入や、それぞれの建物にあった適切な仕様書の作成、業務の品質を十分に確保できることを見込んだ仕様書と予算額の積算が必要です。

ガイドライン 概要

(5) 業務完了後
ビルメンテナンス業務完了後の履行検査・評価が求められています！

それぞれの建物にあった評価基準を策定し、業務遂行途中の検査とともに、契約期間満了時の評価を行い、施設の状態を的確に把握して、次年度以降の発注に引継ぐことが必要です。

(3) 入札契約段階
適切な仕様・価格での入札(ダンピング防止)が求められています！

最低賃金や社会保険加入が守れないような低価格での入札を排除するため、一定の履行能力を担保する資格(登録事業者、インスペクター)の活用や、履行能力の評価などが推奨されています。

(4) 業務実施段階
実情に応じた仕様・金額の変更が求められています！

契約期間中であっても、予期せぬ事態による仕様の変更や、最低賃金額の改定や労務単価・物価の変動による代金の額の変更が必要です。

水道法改正法案による指定給水装置工事事業者の更新制

<法令事項>

第25条の3の2

第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

附則第3条

この法律の施行に際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、……

<指導事項>

確認事項の活用方法

更新にあわせて確認することが望ましい事項

- 指定工事事業者講習会の受講状況
- 主任技術者等の研修会の受講状況
- 配管技能者の配置状況
- 指定工事事業者の業務内容

指導

- 確認した情報をもとに、指定工事事業者を指導することで、資質の保持を図り、
 - ・安全で信頼される給水装置工事の確保
 - ・違反行為・苦情・トラブルの減少につなげる。

情報発信

- 利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発信の一つとして活用することが有効。

◆更新制度に関して全管連として期待すること／要望すること

- ①所在不明業者、営業実態のない業者の排除が自動的に行われること
- ②更新申請の際に、水道事業者から適切な指導が行われること
 - ※ 工事事業者の講習会受講、主任技術者の研修会受講、配管技能者の配置等
 - ←水道法施行規則第36条の事業運営の基準にも規定されているが、努力義務にとどまっており、実効性に限界。全管連では配管技能者の国家資格化、主任技術者の研修受講義務化等を法律で規定することも要望したが、…
 - ←配管技能者については、供給規定等に具体的な資格等を明記することの徹底を期待
- ③確認事項が水道利用者にも情報提供も行われることで、工事業者選定の有効な情報となること
 - ←工事事業者の技術技能向上の動機にも
- ④さらには一歩進んで、優良工事事業者の表彰等にも取り組んで欲しいこと
- ⑤併せて水道事業体には、主任技術者を立ち会わせたとの給水装置工事の竣工検査を行って欲しいこと
 - ←工事の確実な施工の確認(不良工事の根絶)、名目だけの主任技術者対策
- ⑥上記の取組＋組合加入のメリット増加等により、組合加入の促進。組織率向上
 - ←これにより組合がより信頼される組織に！

水道事業の基盤強化と水道指定工事事業者の更新制度創設で地震時等にも強い水道システムを構築しよう

専門委員会報告を踏まえて一望ましい姿

水道事業者

- ・施設台帳の整備、適切な点検、維持・修繕の実施
- ・広域化、官民連携による事業基盤の強化
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道料金の適正化 etc

工事事業者に対する指導育成・
工事、維持管理業務の発注

指定・更新申請・
災害時の協力

- ・技術技能の研鑽、資質向上
- ・非常時対応の体制整備
- (管工事組合・全管連)
- ・水道事業者との連携強化
- ・業界全体のレベルアップ、情報共有
- ・共同事業の実施

指定工事事業者

新增設工事、修繕工事の依頼

適正価格で良質な工事の提供

水道利用者

安全でおいしい水の低廉価格での
安定供給、各種情報提供・広報

水道料金の負担・
事業の監視

- ・水道事業に関心保有
- ・良心的で技術力のある工
事業者と契約

(作成: 全国管工事業協同組合連合会)